

延岡市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の検査を円滑かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び延岡市契約規則（平成12年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 この要綱において検査の対象となる工事は、当初設計金額又は予定価格が130万円を超えるものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査及び会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に規定する契約についての給付の完了の確認をするために行う検査をいう。
- (2) 出来高検査 工事の契約の相手方（以下「受注者」という。）に工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するために行う検査をいう。
- (3) 中間検査 別に定める「中間検査実施基準」（平成20年制定）により、工事執行課室の長が必要と認めるときに行う検査をいう。

(検査員)

第4条 この要綱において検査員とは、規則第33条第2項に規定する検査員をいう。

(検査の基準)

第5条 検査は、別に定める「延岡市工事検査基準」（平成12年10月1日施行）に定める技術基準により実施するものとする。

(検査の準備)

第6条 工事執行課室の長は、検査を実施するに当たり、受注者に対して通知を行うとともに、規則第33条第2項に規定する契約書、仕様書及び設計図書その他の関係書類（以下「設計図書等」という。）並びに検査に必要な資料等を準備しなければならない

(検査の立会い)

第7条 検査員は、検査を実施するに当たり、監督員（規則第32条第2項に規定する監督員をいう。）又は必要に応じて、他の職員の立会いを求めることができる。

- 2 検査員は、検査を実施するに当たり受注者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者若しくは専門技術者を立ち合わせるものとする。ただし、受注者が検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を実施することができる。

(検査員の心得)

第8条 検査員は、検査を実施するに当たりあらかじめ検査の対象となる工事の内容を熟知しておかなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査員は、設計図書等により、工事の位置、形状、寸法、数量、内容等について、実地と照合かつ点検することにより、工事が適正に施工され、完成されているかを確認し、厳正かつ公正にその適否の判定を行うものとする。

- 2 検査員は、地下、水中等で外部からその適否を判定することが困難な場合については、当該部分の施工中の写真その他資料の確認又は監督員の確認により判定することができる。
- 3 契約の内容の全部又は一部が工場製作である場合の検査は、仮組時に行うものとし、塗装部分については、工場製作における塗装状況が確認できる写真等により判定することができる。

(手直し指示及び再検査)

第10条 検査員は、検査の結果、工事出来形が設計図書等に適合しないと認めるときは、規則第33条第5項の規定により検査調書又は出来高調書に記載するとともに受注者に対して実地にて手直し事項を確認するものとする。

2 検査員は、手直し指示取扱要領により手直しを指示するものとする。ただし、手直し事項が重大と認めるときは、その内容及び処置について第13条に規定する工事検査委員会に諮るものとする。

3 検査員は、手直し工事の完了後、再検査を行うものとする。ただし、手直し工事が軽易なものについては、監督員又は他の職員の立会い、工事写真等の記録により、その内容を確認することをもって再検査にかえることができる。

(検査結果の取扱い)

第11条 検査員は、延岡市工事成績評定要領（平成27年4月1日施行。以下「評定要領」という。）により工事成績評定表を作成しなければならない。

2 工事執行課長の長は、評定要領第7条の規定により、評定結果を受注者に通知するものとする。

(検査の延期又は中止)

第12条 検査員は、検査を実施するに当たり、天災等不可抗力により検査の実施ができないとき、又はその他やむを得ない事由があるときは、検査を延期又は中止することができる。

(工事検査委員会)

第13条 検査結果について、必要な事項を調査審議するため、工事検査委員会を置く。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。